

宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針の一の見直し案に対する公述申し出を。【申

5月18日までに住所・氏名・年齢・職業・意見要旨とその理由を書いて郵送か直接県庁都市計画課（〒6550の8567神戸市中央区下山手通5丁目10の1）☎078・362・3578（公聴会）公述申し出がある場合のみ、公聴会を5月28日（木）に開催します。開催の有無は5月21日以降に県のホームページに掲載します。



補助犬をお貸しします

【例】県内在住▽18歳以上▽盲導犬・介助犬・聴導犬がいると社会活動に参加できるようになる▽視覚障害1・2級か肢体不自由1・2級、聴覚障害2級一などの全ての要件を満たす人【¥】飼育費などは自己負担【申】5月8日までに直接

市役所南館1階障害福祉課☎6489・6352、

FAX6489・6351。
申し込み多数の場合は選考。

障害者コンピュータ教室

5月20日～6月10日午後1時～3時計4回、地域活動支援センターパソコン工房チャレンジ（大庄西町4丁目）で、インターネット初級教室を。日程などは応相談。【対市

内在住の障害者【先】3人【¥】2000円【申】5月7日～18日に電話かファクス（氏名・電話番号を書いて）で同センター☎FAX4981・8120。

肢体障害者移動相談

6月19日（金）午前9時30分～正午、身体障害者福祉センターで、補装具の支給・修理判定を。【対市内在住の肢体障害者

（修理判定は以前に支給を受けた人のみ）【例】30人【申】5月7日～18日に身体障害者手帳と印鑑を持って直接市役所南館1階障害福祉課☎6489・6352、FAX6489・6351か各支所地域福祉担当。

点字表示シールの希望者は登録を

市役所から発送する文書に、発送元の課名と電話番号の点字表示シールを貼り付けます。【対市内在住の視覚障害

者（児）【申】5月7日～15日に電話で障害福祉課☎6489・6352。すでに登録済みの人は再登録の必要はありません。

身体障害者福祉センター

〒661の0024
三反田町1丁目1の1（休月）
☎6423・0015
FAX6423・0054

①ピアカウセンリング 6月6日（土）午前10時～11時と11時～正午、同センターで。【先】各回1人②パソコン教室 6月6日～7月18日土曜日午後1時～3時計6回、園田学園女子大で。【例】15人③バドミントン体験教室 6月13日（土）20日（土）午前10時～11時30分、同センターで。【例】10人。

いずれも【対市内在住の身体障害者】①は18歳以上の人②は肢体障害者【申】①5月7日から電話かファクス（住所・氏名・電話番号、障害名・種別・等級を書いて）で②③5月15日までに電話か直接同センター。



ティーンズサポートチケット
若い人がオペラ・バレエ・ジャズ・演劇・アートなどにふ